

公的年金からの特別徴収開始が初年度にあたる方の計算方法

普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月(翌年)
年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		